

**国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 学校運営協議会委員を非常勤特別職として配置し、その報酬額を新たに設定するため、条例の一部を改正するものである。

**国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例案**

国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第78号を第79号とし、第12号から第77号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 学校運営協議会委員

第3条第1項中「前条第1号から第14号まで」を「前条第1号から第15号まで」に改め、同条第4項中「前条第14号」を「前条第15号」に改める。

第4条中「第2条第15号から第75号まで」を「第2条第16号から第76号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第76号から第78号まで」を「第2条第77号

から第79号まで」に改める。

別表第1中

「

校医	内科医	年額 549,600円
	歯科医	〃 549,600円
	眼科医	〃 549,600円
	耳鼻咽喉科医	〃 549,600円
	薬剤師	〃 274,800円

を

」

「

校医	内科医	年額 549,600円
	歯科医	〃 549,600円
	眼科医	〃 549,600円
	耳鼻咽喉科医	〃 549,600円
	薬剤師	〃 274,800円
学校運営協議会委員		〃 12,000円

に

」

改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。